年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

秋田国民年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間当時、夫婦二人で商売をしていたが、経営状態が良くなかったので国民年金保険料の免除申請をしていた。申立期間について、妻だけ申請免除承認期間とされていることに納得がいかないので、申立期間を申請免除承認期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「妻と一緒に国民年金保険料の免除申請手続をしていたが、妻だけ申請免除承認期間とされていることに納得がいかない。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和40年4月から国民年金の被保険者資格を喪失する50年2月までの約10年間の申立人及びその妻の納付記録は、申立期間を除き全て一致していることが確認できる。

また、申請免除の記録についてみると、申立人の申立期間直前の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び申立期間後の 46 年 7 月から 49 年 3 月までの期間は、夫婦二人とも申請免除承認期間とされているにもかかわらず、申立期間だけ申立人のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人及びその妻は、「申立期間当時、世帯の収入状況に変化は無かった。」と述べており、申立人の世帯の中で、申立人のみ申請免除の承認が得られなかった事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年6月16日まで

私は、昭和 40 年 6 月 16 日に、C市町村のA株式会社B事業所からD都道府県のE株式会社に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。転勤するまではA株式会社B事業所に継続して勤務し、同年 5 月のメーデーにも参加した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社B事業所に継続して勤務し(同社から関連会社のE株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同日に異動した者のA株式会社B事業所における資格喪失日及びE株式会社における資格取得日は昭和 40 年 6 月 16 日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和40年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、A株式会社B事業所は既に解散し、当時の担当 者は当時の資料は残っていないとしており、これを確認できる関連資料及び 周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

秋田国民年金 事案 779

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年9月まで

私の国民年金保険料については母が納付しており、母から、私の結婚が決まった後の平成 10 年 12 月から 11 年 4 月頃までに、それまでの未納分の保険料を一括で納付したと聞いていたが、申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料について、「娘の結婚が決まってから結婚するまでの間に私が納付したので、納付した時期は、平成 10 年 12 月から 11 年4月頃までの間であった。」と述べているところ、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が保険料を納付したとされる 10 年 12 月の時点で既に時効となっており、納付することができなかったものと推認される。

また、オンライン記録によると、申立人の平成11年1月から同年3月までの国民年金保険料については同年7月7日に過年度納付されているところ、申立人及びその母親はいずれも、「納付した記憶が無い。」と述べているが、申立人自身は、「結婚後に自分で国民年金保険料を納付したことはない。」と述べていることを踏まえると、当該期間の保険料を納付したのは申立人の母親であることがうかがえ、申立期間の保険料を納付したと誤解している可能性がある。

さらに、申立人の母親が納付したと記憶する国民年金保険料の金額は、申立期間の保険料の金額と相違している上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 780

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年7月までの期間及び60年10月から平成元年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から56年7月まで

② 昭和60年10月から平成元年4月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が会社を辞めた後に送られてきた納付書で、妻の分と一緒に郵便局や銀行などの金融機関で納付した。当時、夫婦二人分の保険料を納付するのは大変だったが、間違いなく納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査 してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、「私が妻の分と一緒に金融機関の窓口で納付していた。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは無く、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿から、申立期間①及び②の資格取得及び資格喪失の処理は、基礎年金番号制度導入後の平成9年5月2日に遡及して行われたことが確認できることから、申立人は申立期間①及び②当時、国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人は、「勤務していた会社を退社し、会社が厚生年金保険の被保険者資格喪失届を提出した後、申立期間①及び②の国民年金の納付書が自動的に送付されてきた。」と述べており、申立期間①及び②について国民年金の加入手続を行っていないことがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②は合計で 53 か月と長期間であり、一緒に納付したとする申立人の妻の国民年金保険料については全て納付記録が確認でき

る一方で、申立人の申立期間①及び②の納付記録が全て失われたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1043

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成14年12月1日から15年11月1日まで 私が代表取締役社長だった株式会社Aは、申立期間当時経営が苦しく、 厚生年金保険料の滞納が続いていた。社会保険事務所(当時)から会社名 のゴム印及び社印を持参するよう呼出しがあり、社会保険事務所の徴収課 の職員から、「これであなたの会社の厚生年金保険料の未納分は無くなり ます。あなたの給与額を9万8,000円にしてください。」と言われ、職員 が数枚の書類にゴム印と社印を押したが、保険料を滞納していた負い目も あったので、何も言わなかった。事前の説明も無く行われた違法な訂正で あり、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初、 平成14年12月から15年2月までは41万円、同年3月から同年10月までは 30万円と記録されていたところ、同年11月26日付けで、申立期間について 遡って9万8,000円とする減額処理が行われていることが確認できる。

一方、株式会社Aの法人登記簿謄本及びオンライン記録により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立人は、「社会保険事務所の徴収課の職員から、これであなたの会社の厚生年金保険料の未納分は無くなります、あなたの給与額を9万8,000円にしてくださいと言われ、職員が数枚の書類にゴム印と社印を押したが、保険料を滞納していた負い目もあったので、何も言わなかった。」と述べており、申立人は、株式会社Aの代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aの代表取締役

として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。